

設置の趣旨等を記載した書類 本文 目次

1	設置の趣旨及び必要性	3
(1)	背景	3
(2)	設置の趣旨	3
(3)	養成する人材像、3つのポリシー	6
(4)	修士課程修了後の進路および人材需要	7
2	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	7
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	7
4	教育課程の編成の考え方及び特色	8
(1)	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	8
(2)	共通科目	9
(3)	専門基礎科目	9
(4)	理学療法学領域科目	10
(5)	作業療法学領域科目	10
(6)	診療放射線科学領域科目	11
(7)	臨床検査学領域科目	11
(8)	特別研究科目	11
5	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	12
(1)	教育方法	12
(2)	修了要件	12
(3)	履修指導・研究指導の方法	12
(4)	学位論文審査体制等	13
(5)	研究の倫理審査体制・規定	14
6	基礎となる学部との関係	14
7	「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	14
(1)	修業年限	14
(2)	履修指導および研究指導の方法	15
(3)	授業の実施方法	15
(4)	教員の負担の程度	15
(5)	学生の厚生に対する配慮等	15
(6)	入学者選抜の概要	15
8	入学者選抜の概要	15
(1)	アドミッション・ポリシー	15

(2) 選抜区分.....	16
(3) 出願資格.....	16
(4) 選抜の方針・選抜方法.....	16
9 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	18
(1) 教員配置の考え方	18
(2) 教員の年齢構成.....	18
10 研究の実施についての考え方、体制、取組.....	19
11 施設・設備等の整備計画.....	19
(1) 研究室・自習室.....	19
(2) 講義室・実習室.....	19
(3) 図書室	20
(4) 学生個人の研究・実験等の実施場所について	21
12 管理運営	21
(1) 保健科学研究科委員会.....	21
(2) 教育研究審議会.....	21
13 自己点検・評価.....	22
14 認証評価	24
15 情報の公表.....	24
16 教育内容等の改善のための組織的な研修等.....	27
(1) 教員評価.....	27
(2) 教学に関するアンケート	27
(3) ファカルティ・ディベロップメント (FD)	27
(4) スタッフ・ディベロップメント (SD)	27

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 背景

福島県立医科大学大学院保健科学研究科保健科学専攻の設置の背景として、福島県は、高齢化の進行や少子化などの全国的な課題のほか、東日本大震災や原子力災害の影響という特殊性が加わり、様々な要素が絡み合った他県に類を見ない複雑な様相を呈している。

- 福島県の急速な高齢化への対応

内閣府の「令和 5 年版高齢社会白書」【資料 1】によれば、2022 年時点の県の高齢化率は 32.7%で全国平均を 3.7 ポイント上回っている。また 2045 年には 44.2%と、全都道府県のうち高齢化率が 3 位となる予測であり、健康寿命の延伸や、多様化する疾病・医療需要への早急な対応が求められている。

- 東日本大震災や原子力災害による健康への影響

2011 年 3 月に発生した東日本大震災では、医療従事者の県外流出を引き起こしたほか、放射線による健康への影響の懸念から、外遊びの減少による運動不足や食生活の乱れによる肥満傾向の児童・生徒の増加、避難生活の長期化に伴う生活習慣病の発症リスクの増加やストレス等による心身の健康状態への懸念が依然として課題に挙げられる。特定健診でメタボリック症候群に該当した県民の割合は、2012 年に全国ワースト 4 位の 16.3%に悪化して以降、2021 年まで全国ワースト 3 位～4 位と、大きな改善は見られず低迷したままである。

- 保健科学部の設置

こうした背景を踏まえ、県は県内において直接質の高い医療従事者を養成し、当該人材を安定的に確保し続けることが、地域医療提供体制の充実、県民の健康増進等へ繋がるとして、2015 年 12 月に「保健医療従事者の新たな養成施設に係る基本構想」（以下「基本構想」という。）【資料 2】を策定し、理学療法士・作業療法士・診療放射線技師・臨床検査技師を養成することとした。

また 2016 年 1 月 12 日に、県は基本構想に基づき養成施設の運営を本学へ依頼し、「保健医療従事者の新たな養成施設の運営について（回答）」【資料 3】のとおり、本学は同年 2 月 2 日にこれを受諾し、2021 年 4 月に福島県立医科大学保健科学部が新たに設置された。

(2) 設置の趣旨

福島県では 2021 年 10 月に「福島県保健医療福祉復興ビジョン 2022-2030」（以下「ビジョン」という。）【資料 4】を見直し、2030 年までの主要施策として、以下の 5 つを掲げた。

- ① 全国に誇れる健康長寿県の実現
- ② 質の高い地域医療提供体制の確保
- ③ 安心して子供を生み育てられる環境づくり
- ④ いきいき暮らせる地域共生社会の推進
- ⑤ 誰もが安全で安心できる生活の確保

このうち、「①全国に誇れる健康長寿県の実現」では、介護予防の推進として「フレイルの知識と対策についての周知啓発や、介護予防に関する知識や活動の普及」「職員に対する専門的な研修の実施や適切な助言」等を掲げている。

次に、「②質の高い地域医療提供体制の確保」では、「医療従事者の確保と資質の向上」「患者本位の安全で質の高い医療提供体制の確保」「救急医療提供体制の体系的な整備」「新興感染症の発生時に備えた訓練や、検査体制及び医療提供体制の整備の強化」など、多様化するニーズへの対応やより質の高い医療の提供、感染対策への対応を掲げている。

また、「④いきいき暮らせる地域共生社会の推進」では、「地域リハビリテーション支援体制の充実」を掲げている。

上記の主要施策の実現において、医療従事者の役割は多岐にわたるほか、高度な専門性も要求されており、ビジョン実現のための中長期的な計画の中で必要不可欠な存在となっている。

「理学療法学の領域」では、高齢化に伴い健康寿命の延伸に人々の関心が寄せられる中、予防段階での働きかけは医療費や介護費用の抑制の面からも重要な役割を担っている。今後、健康講座等において理学療法士が一般市民に対し解説や指導を行う、また各種施設の職員に対し指導的な立場に立つなど、多種多様なニーズへの対応とともに高度な専門性を求められる場面はますます拡大していくと考えられる。更に、従来の脳血管疾患や運動器に対する回復期リハビリテーションのほか、心疾患や術前・術後のがんに対する急性期リハビリテーションや呼吸器疾患等における慢性期リハビリテーションの需要も拡大しており、それぞれの疾患の特性を十分に理解し、また、複数の疾患を抱える患者に対しても柔軟に対応できる高度な専門性を身につけた人材が求められている。

「作業療法学の領域」では、高齢化に伴い、社会的孤立からうつ病を発症する、認知症リスクが高まるなど、心身共に支援を必要とする患者が増加しており、支援対象となる層が拡大傾向にある。県では県民一人一人がともにつながり支え合うことのできる社会づくり（地域共生社会）を推進しており、地域リハビリテーション支援体制の充実を図り、高齢者や障がいのある方など誰もが身近な場所で必要な日常生活や社会生活を営むための支援が受けられることを目標としている。医療従事者の役割が、単純な治療に留まらず、患者の自分らしい生き方・暮らし方を踏まえた医療の提供に拡大する中、作業療法士の支援の場は多様化かつ複雑化しており、一人一人にとって最適な支援体制を

考え、支援を実践できる人材が求められている。

「診療放射線科学の領域」では、診療放射線技師は検診・検査・手術等の急性期医療・回復期の経過観察等、あらゆる場面での医療提供に携わっており、更に、2014年の診療放射線技師法の改正により業務範囲が拡大している。また、三大疾病であるがん・心疾患・脳血管疾患の早期発見および治療に深く関わる職種であり、撮像、CT・MRI操作・機器管理、心臓カテーテル検査、放射線治療など、専門とする領域についても拡大・高度化しているほか、放射線機器の進化に合わせ最先端の知識・技術を身につけていくことも求められている。

「臨床検査学の領域」では、近年、疾患の早期発見により有用な新規の検査方法が保険適用されてきており、患者がこれらの検査結果に基づいた診断等を受けるには、専門的知識・技術を持つ臨床検査技師を有する医療機関を受診する必要がある。臨床検査分野の発展はめざましく、今後も新規の診断方法や検査方法が発見され、その適切な検査に基づく質の高い医療を提供できるよう高度な知識と技術を備えた人材がますます求められる。また、グローバル化により今後も新型コロナウイルス感染症のような新興感染症の発生や新興・再興感染症の世界的な流行が起こりうる中、臨床検査技師はそれらに備えた検査体制及び医療提供体制の強化において重要な役割を担うことになる。

保健科学部は2025年3月に最初の卒業生を輩出する予定である。現在、県内にはリハビリテーション領域、診療放射線科学領域、臨床検査学領域および看護学領域を包括する大学院組織は存在しない。専門分野についてより深く学ぶために大学院への進学を志した場合、県外での学修を余儀なくされ、修了後はそのまま学修先の土地で就職するなど、今後も優秀な人材が県外へ流出してしまう懸念がある。

一方、県内の医療機関等での採用にも課題が生じている。本研究科の設置検討にあたり、本学が2023年8月に採用等意向調査を実施したところ、16施設が本研究科の修了者について採用の意向を示した。自由意見の中には「有資格者や修士課程等を修了した優秀な人材を採用したいが、現在は県外の方の採用も多数ある中、県外の学校へ求人活動を行っても思うような募集に繋げることができない場合もある」といった意見が見られ、高度な専門知識を持った人材の採用の意思はあるものの、採用および定着までには至らないといった課題が発生している。修学および採用の両面における課題解決には、県内で養成した人材を長期にわたる安定的な県内就業へと繋げ、県内の医療の質を向上させる必要がある。

保健科学部の設置にあたっては、基本構想【資料2】の中で、養成施設の目指すべき方向性と求められる機能について、まず質の面では、「大学院教育まで見据えた4年制ないし6年制大学として、適正なカリキュラムのもと、医療現場を熟知し、学問的に秀でた教授陣による質の高い教育を提供することで、医療現場における次世代のリーダーや、大学等における教育者・研究者など幅広いキャリア形成を支援できること」、次に量の面

において「県内の主要な医療・介護施設等と幅広いネットワークを有し、医療・介護施設等のニーズに応えると同時に、向学心のある学生の希望に沿うキャリア形成を提供できること」を掲げており、基本構想の当初から大学院での専門的な教育によるキャリア形成を計画している。この計画に基づき、主に福島県内で活躍する研究者および臨床専門職者等の養成を行うものとする。

また、本研究科は専攻内を4つの領域で構成した。設置の基礎となる学部である保健科学部では、基本構想に基づき「プロフェッショナルとしての高度な知識と技術を修得し、チーム医療の一員としての役割を果たすことができる人材を育成する」ことを教育目標の一つとして掲げ、「チーム医療」をはじめとする4学科共通の科目や医学部・看護学部の学生と共に学ぶ科目を取り入れ、多職種協働の意識を育んでいる。本研究科では本特長を発展させ、多職種協働の意識づけだけでなく、実際の課題解決に向け考察し提案を行うなど、自ら働きかける能力の強化を狙いとし、4領域の学生が共通科目において他の職種の最新動向や医療現場の課題を学び、多職種協働の視点を持ちながら専門領域の学修に取り組むことで、課題に対し多角的なアプローチを行う、また、多職種協働の中で自身の専門性を発揮したチームへの貢献方法を考え、実践の場へ還元することができる人材を育成する。

(3) 養成する人材像、3つのポリシー

本研究科保健科学専攻では、研究分野における高度な専門性に基づき、活動の場において修得した知識および科学的思考を実践・還元できる能力を有する、主に福島県内で活躍する教育・研究者および臨床専門職者を養成する。

研究分野における高度な専門性に基づき、活動の場において修得した知識および科学的思考を実践・還元するには、まず保健科学領域に関する包括的な知識と高い倫理観を身につけ、チーム医療の中で他の専門家と協働し、自らの専門性を活かして貢献できる能力が必要である。次に、現場の状況を分析のうえ、課題解決に向けた思考力を発揮し実践的な解決策を提供する能力が必要であり、専門領域における高度かつ最新の知識・技術のほか、応用のための分析力や科学的思考力が求められる。さらに、自立的かつ主体的に研究を進め、課題解決のための先進的な方法や新しいアプローチを模索する能力を養う必要がある。

福島県保健医療福祉復興ビジョンの主要施策を実現し、福島県内において質の高い地域医療提供体制の確保等を実現するためには、以上のような能力を持つ人材が必要であることから、本研究科修士課程保健科学専攻におけるディプロマ・ポリシーについて以下のとおり定める。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

修士課程において、修了要件となる単位を取得するとともに、学位論文審査および最終試験に合格し、下記の条件を満たす者に学位（修士（保健科学））を授与する。

- I. 保健科学に関する知識と高い倫理観を身につけ、多職種による協働の中で自身の専門性を発揮しチーム医療に貢献できる能力を修得している。
- II. 専門領域に関する高度な知識と技術を身につけ、研究・教育・臨床等の場において、課題解決に向けた思考力および実践の場へ還元する能力を修得している。
- III. 研究の遂行に必要な科学的思考力・分析力を身につけ、主体的に研究を進めていく能力を修得している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシーの対応については、3 ポリシーおよび履修スケジュール【資料 5】のとおり示す。

(4) 修士課程修了後の進路および人材需要

本研究科の入学者は、学生の進学だけでなく、社会人が専門性を高めるために入学し、勤務を継続しながら学修する又は休職して学修し、修了後に元いた職場へ戻る、また県外の就業者の中には県内の医療機関等に転職することが考えられる。

修了後の進路としては、医療機関、介護福祉施設、教育・研究機関、健診センター、官公庁、医療機器メーカー等への就職や、博士課程への進学が挙げられる。進路先での立場は、臨床専門職者については、入職 2～5 年目の若手から、部門の主任級、管理職等、年齢・職位ともに幅広い層になると想定されるが、時期の違いはあっても将来的に部門のリーダーとなることを目標とする。また、教育機関については、主に大学の教員等を想定している。

人材需要については、提出資料の「学生の確保の見通し等を記載した書類」の中で詳細を述べるが、福島県および近隣県の医療機関を対象に採用意向調査を実施し、修了者に対する採用意向が示された。

2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科はまず大学院修士課程を設置し、開設 2 年後を目処として博士課程の設置を視野に検討を進める。

3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科名称	保健科学研究科 Graduate School of Health Sciences
専攻名称	保健科学専攻 Program of Health Sciences

学位の名称	修士（保健科学） Master of Health Sciences
-------	---------------------------------------

本研究科は、本学保健科学部を基礎として開設する。保健科学部は「保健・医療・福祉分野において重要な役割を担い、いのち、健康および生活を守り、かつ、生涯にわたって学修・科学する意欲を持ち続ける専門医療技術者を養成する」という目的から保健科学部の名称がつけられており、本研究科においてもその使命を発展させ教育にあたっていくことから、名称を「保健科学研究科保健科学専攻」とする。

4 教育課程の編成の考え方及び特色

本研究科では、平成 17 年 9 月 5 日中央教育審議会答申「新時代の大学院教育 答申 - 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて -」にある大学院に求められる人材養成機能のうち、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成を主とし、また研究活動の中で得た知識を実践の場へ還元する臨床専門職者の養成も視野に入れる。修士課程では、幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うべく、養成する人材像および、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき教育課程を編成し、学位授与方針に示す能力の修得を目指す教育を行う。

【資料 6】カリキュラム・ポリシー相関図

(1) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- I. 保健科学に関する知識と高い倫理観を身につけ、多職種による協働の中で自身の専門性を発揮しチーム医療に貢献できる能力の修得を目的として、共通科目に保健科学に関する最新の医療情報や多職種協働をテーマとする科目、医療倫理をテーマとする科目を配置する。
- II. 専門領域に関する高度な知識を身につけ、研究・教育・臨床の場において、課題解決に向けた思考力および実践の場へ還元する能力の修得を目的として、専門基礎科目に各専門領域の先端知識に関する科目を配置するほか、領域科目に特論および演習科目を配置する。
- III. 研究の遂行に必要な科学的思考力・分析力を身につけるために、共通科目に研究方法、データ解析について学ぶ科目を配置する。さらに、主体的に研究を進めていく能力の修得を目的として特別研究を配置する。

学修成果については、シラバスに明示した評価基準により評価を行う。

(2) 共通科目

共通科目は、研究遂行に必要となる知識や能力の修得や、基礎的素養の涵養・他の職種への理解を深め多職種協働について学ぶ科目を配置する。

本研究科への入学者として、学部卒業後、間を空けずに修士課程へ入学する者と、実務経験者の両方が想定される。バックグラウンドが異なる学生が、研究遂行のための知識や医療現場において不可欠なチーム医療の見識を深める必要があることから、研究遂行のための方法を学ぶ「保健科学研究方法論」、臨床および研究における高い倫理観を身につけるための「医療・研究倫理学」、また、各領域の最先端の知識や多職種協働の総論を学ぶ「先端医療と多職種連携」を必修科目として配置する。

また、選択科目として、科学的思考や研究に必要な分析力向上のため、「医療統計学」「データサイエンス（画像系）」「データサイエンス（オミクス解析）」を配置するほか、教育者を志す学生に向けて「保健科学教育論」を配置する。

(3) 専門基礎科目

専門基礎科目は、専門領域に関連する知識の修得を目的とし、選択科目として配置する。

「理学療法学領域および作業療法学領域に関連する科目」としては、身体障害に対するリハビリテーションを科学的に行うための手法について学ぶ「身体障害とリハビリテーション」、精神障害を生物学的、心理社会的側面から捉え、リハビリテーション専門職としての臨床実践や研究計画立案のために必要な精神医学とその関連領域における最新の知見を学ぶ「精神障害とリハビリテーション」、日本における人口構造・疾病構造の変化や加齢に伴う高齢者の特徴を理解し、現代のリハビリテーションの在り方について身体・精神・社会的な側面より学ぶ「老年期障害とリハビリテーション」、各疾患の疫学や障害の特性を理解したうえで、エビデンスに基づいた介入方法、臨床実践で活用されている理論や支援技術について学ぶ「発達障害とリハビリテーション」の4科目を配置する。

「診療放射線科学領域に関連する選択科目」としては、医療画像関係機器の開発から現在までの臨床応用と基本原理を学び、画像生成技術、画像処理技術、画像評価・解析技術、実験に必要なファントム作成技術や新たな画像化技術・トレンドまでを包括的に学ぶ「生体画像情報学」、組織中の受容体やリガンド分子などの生体内情報伝達を司る分子群の変化を捉える方法や、変化を捉えるための放射性薬剤開発、検出器開発、臨床試験へ向けた品質管理法等について汎用例および最新の知見を学ぶ「分子情報解析学」、医療に應用されている放射線の計測方法について、線量計測法や被ばく評価法を学ぶほか、福島第一原子力発電所事故後の環境放射能評価、体外計測法・バイオドジメトリーを通して、効果的な放射線防護法を学ぶ「放射線計測と防護」、放射線の生体影響についてのメカニズムを修得し、正常組織への影響を下げながら腫瘍への治療効果を上げるために必要な放射線治療技術の開発や、免疫療法をはじめとした併用療法について学ぶ「放射線病態影響学」の4科目を配置する。

「臨床検査学領域に関連する科目」としては、最新の検査技術とその解析手法を理解し、自らの医学・医療に関する研究計画の立脚に生かすための応用力を修得する「臨床検査学最新技術論」、医療研究分野を中心に、疾患発症に関わる疾患の分子メカニズムを解明する先駆的な研究内容の紹介や、疾患治療薬の開発の試み、バイオマーカーの探索のための分析技術を紹介し、第一線の基礎研究内容について理解を深める「生物分子の分析と探求」の2科目を配置する。

(4) 理学療法学領域科目

理学療法学領域科目は、領域に関する高度な知識と技術を身につけ、研究・教育・臨床等の場において、課題解決に向けた思考力および実践の場へ還元する能力の修得や、主体的に研究を進めていく能力の修得を目的とした科目を配置する。具体的には、分野を運動器系の病態と機能障害の機序および運動器障害の予防・治療のための機能回復に関する研究の理解・実施計画の立案方法を学ぶ「運動器障害学」分野、神経・小児神経障害に関する最新の知見や検査技術・研究手法等を学ぶ「神経・小児障害学」分野、呼吸・循環・がん・腎臓・代謝などの内部障害の病態を把握するために必要となる理学療法的知識および技術を学ぶ「内部障害学」分野、保健・医療・福祉の分野で生活する人々や機関・組織と協働しながら進める実践活動について、科学的根拠に基づき学修する「地域・予防学」分野の4つに分け、特論科目および演習科目を配置する。特論科目では各分野における最新の研究動向や評価・分析方法を学ぶ。演習科目では、ガイドラインや文献抄読・議論により、理学療法実践や研究への発展、研究課題の整理等について学ぶ。

(5) 作業療法学領域科目

作業療法学領域科目は、領域に関する高度な知識と技術を身につけ、研究・教育・臨床等の場において、課題解決に向けた思考力および実践の場へ還元する能力の修得や、主体的に研究を進めていく能力の修得を目的とした科目を配置する。具体的には、2001年5月にWHO（世界保健機関）総会で採択された「ICF（国際生活機能分類）」において生活機能と規定される「心身機能」と「活動・参加」に焦点を当て、作業療法実践および研究に関する知見を学ぶ「生活機能障害作業療法学特論」を配置し、作業療法学領域を選択する全学生が本特論を履修する。

また、演習科目として、人の作業、生活機能の基盤となる心身機能に焦点を当て、心身機能障害が作業に与える影響や心身機能の回復に向けた効果的な作業療法等に関する研究手法や研究課題を明らかにする過程について、文献検索・抄読・議論により理解を深める「心身機能作業療法学演習」、人のQOLと関連する活動や社会参加に焦点を当て、活動や参加が作業に与える影響についての研究手法や研究課題を明らかにする過程について、文献検索・抄読・議論により理解を深める「活動・参加作業療法学演習」を配置する。

(6) 診療放射線科学領域科目

診療放射線科学領域科目は、領域に関する高度な知識と技術を身につけ、研究・教育・臨床等の場において、課題解決に向けた思考力および実践の場へ還元する能力の修得や、主体的に研究を進めていく能力の修得を目的とした科目を配置する。具体的には、分野を医用画像における画像取得技術・画像認識法・画像評価法・画像処理法・画像情報抽出法や機械学習の技術を学ぶ「医用画像情報工学」分野、医用画像全般について生成に必要な機器類、測定技術、データ解析方法、医用画像を活用した前臨床および臨床研究手法等を学ぶ「医用画像科学」分野、核医学検査・治療・薬剤開発・核医学画像の解析等に関する最新の知見や研究手法を学ぶ「核医科学」分野、放射線治療計画の立案と最適化、線量計算、画像誘導技術等について最新の知見や研究手法を学ぶ「放射線治療科学」分野、物理工学の知識と成果を医学に応用し、画像診断、核医学、放射線治療の物理的技術基礎と応用、品質管理を学ぶ「医学物理」分野の5つに分け、特論科目および演習科目を配置する。特論科目では、各分野の臨床的意義およびデータの解析方法や最新の研究動向を学ぶ。演習科目では、文献抄読から論文の論理的読解方法について学ぶほか、演習課題への取組・議論等により、課題解決へのアプローチ手法や技術について学ぶ。

(7) 臨床検査学領域科目

臨床検査学領域科目は、領域に関する高度な知識と技術を身につけ、研究・教育・臨床等の場において、課題解決に向けた思考力および実践の場へ還元する能力の修得や、主体的に研究を進めていく能力の修得を目的とした科目を配置する。具体的には、分野を腫瘍性疾患や炎症性疾患における病態を細胞・組織レベルで理解するための細胞診断学・病理診断的な研究手法やトレンドを学ぶ「臨床病理学」分野、微生物の病原性、薬剤耐性、疫学的特徴ならびに感染症迅速診断法を理解するための研究手法やトレンドを学ぶ「臨床微生物学」分野、心電図・脈波・脳波・エコー検査など各種の臨床生理検査を活用した研究手法やトレンドを学ぶ「臨床生理検査学」分野、血液疾患や輸血・造血細胞移植等の病態や検査についての研究手法やトレンドを学ぶ「臨床血液学」分野、がんや神経変性疾患における病態を理解するための生化学的・分子生物学的な研究手法やトレンドを学ぶ「疾患生化学」分野の5つに分け、特論科目および演習科目を配置する。特論科目では、各分野の最新の検査方法および各臨床検査を活用した研究アプローチについて学び、演習科目では、文献抄読を行い、内容を理解し論理的に伝える能力およびデータの解析方法・研究立案方法等を学ぶ。

(8) 特別研究科目

「特別研究」では、上記3区分（共通科目、専門基礎科目、領域科目）の科目の履修により身につけた知識を基盤とし、各領域における課題について、研究計画立案から研究実施、論文作成までの指導を行う。

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

前期と後期の2学期制を原則とし、授業は講義または演習により実施する。

学生は、1年次に共通科目を履修し、研究に必要な基礎知識を修得する。また、1年前期で専門基礎科目を履修し、専門領域における幅広い知識や最新の研究について学ぶほか、特論を履修し、専門領域の中でも特に研究対象とする分野についての最新の知見や評価方法、検査方法等について理解を深めていく。1年後期には研究対象とする分野の演習Ⅰで基礎的な文献の抄読や討論を実施し、2年前期の演習Ⅱでは、最新の文献の抄読や討論、研究の実践や分析を通じて研究に必要な論理的思考力やより具体的な研究手法を学ぶ。また、1年次から特別研究科目を開始し、自身の研究テーマの探索・研究計画の立案・研究の実施、論文の作成を行う。

(2) 修了要件

修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ学位論文を提出し、その審査および最終試験に合格することにより、修士（保健科学）の学位を授与する。

- 共通科目は、必修科目6単位を含む10単位以上を修得すること
- 専門基礎科目は、4単位以上を修得すること
- 領域科目は、各自の専門領域に応じて「理学療法学領域科目」「作業療法学領域科目」「診療放射線科学領域科目」「臨床検査学領域科目」の4領域から1領域を選択し、同一分野の特論と演習を含む6単位以上を修得すること
- 特別研究は、10単位を修得すること

【資料7】履修モデル

(3) 履修指導・研究指導の方法

本研究科に入学する学生は、出願の前に指導を受けたい研究指導教員を訪問し、希望する研究内容や研究指導方法、本研究科の教育課程等について確認・相談を行う。

入学後は教員がガイダンスを実施し、科目の履修方法や単位修得方法、修士学位取得までの過程、教育・研究設備の利用方法等について説明を行う。研究指導教員については、原則、出願前の面談を実施した教員が当該学生の主指導教員となるが、4月開催の保健科学研究科委員会において正式に決定する。研究指導補助教員については、主指導教員と相談のうえ適宜決定する。学生は研究指導教員との相談や履修モデルを参考に履修科目を選択し、研究の基盤となる学修を進めていく。

学生は、1年前期で研究の基礎となる必修科目を履修後、研究計画の立案を開始する。研究計画書の提出の際、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に基づく研究

を行う場合は、併せて倫理審査委員会に審査申請を行う。研究計画書の承認後、学生は研究計画に従い、文献調査、先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究方法を選択したうえで、調査・データ収集・解析等を行い、研究成果をまとめる。研究指導教員は研究の進捗確認・文献抄読を行うほか、研究遂行に関わる全般的な指導を行い、研究成果のまとめ方を指導する。また、各領域内で2年次の適当な時期において中間報告を行い、必要に応じて研究指導教員以外の教員からの指導・助言を受ける。

学位申請書および学位論文提出期限は1月とし、2月に最終試験を行う。3月には最終成果を研究発表会で発表する。

【資料8】入学から修了までのスケジュール

(4) 学位論文審査体制等

学位論文審査体制および審査基準については、「保健科学修士学位論文内規」を制定し、その中に定める。概要については以下のとおりとする。

- 学位申請の資格要件

- 保健科学研究科修士課程に2年以上在学見込みで、修了までに30単位以上修得し得る者。ただし、優れた研究業績を上げた者や「福島県立医科大学大学院学則」により在学期間の短縮が認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 保健科学研究科修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、引き続き在学中の者

- 審査体制

学位論文の審査および試験は、「福島県立医科大学学位規程」に定めるとおり、保健科学研究科委員会において、修士論文審査会を設けて行う。主査1名および副査2名による審査を行う。主査は主研究指導教員以外の同一領域内の専任教員とし、副査は主研究指導教員1名及び同一分野以外の教員1名とする。

- 審査基準

学位論文の審査基準については、「福島県立医科大学保健科学研究科学位論文評価基準（案）」として以下のとおり定める。

- (1) 論文内容

- ア 論文および発表内容は、論理的に展開されている
- イ 研究方法およびデータ解析は、適切かつ正確である
- ウ 研究成果は、社会に貢献できるものである
- エ 研究倫理を遵守して行われている

- (2) 口述試験

- ア 専門分野に関する高度な専門的知識・能力を修得しており、研究成果や研究課題について、適切な表現で理解しやすく発表できている

- イ 審査委員からの質問内容を的確に理解し、専門分野における高度な専門性と深い学識に裏付けされた適切な回答がなされている

(5) 研究の倫理審査体制・規定

本学では「福島県立医科大学倫理審査委員会規程」を策定しており、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）」に基づく研究を行う場合、本委員会において審査を行う。

【資料9】福島県立医科大学倫理審査委員会規程

6 基礎となる学部との関係

保健科学部では、理学療法学科、作業療法学科、診療放射線科学科、臨床検査学科の4学科を配置し、「プロフェッショナルとしての高度な知識と技術を修得し、チーム医療の一員としての役割を果たすことができる人材を育成する」ことを教育目標の一つとして掲げ、個々の専門性を高めるのと同時に「チーム医療」をはじめとする4学科共通の科目や医学部・看護学部の学生と共に学ぶ科目を取り入れ、多職種協働の意識を育んでいる。

本研究科では専攻内を理学療法学領域、作業療法学領域、診療放射線科学領域、臨床検査学領域の4つの領域で構成する。保健科学部の特長を発展させ、多職種協働の意識づけだけでなく実際の課題解決に向け考察し提案を行うなど、自ら働きかける能力の強化を狙いとする。4領域の学生が共通科目において他の職種の最新動向や医療現場の課題を学び、多職種協働の視点を持ちながら専門領域の学修に取り組むことで、課題に対し多角的なアプローチを行う、また多職種協働の中で自身の専門性を発揮しながらチームへの貢献方法を考え、実践の場へ還元することができる人材を育成する。

【資料10】基礎となる学部との関係図

7 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

(1) 修業年限

本研究科修士課程保健科学専攻の修業年数は2年であるが、社会人入学者の修学を支援するため、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、長期履修制度を導入する。申請は入学時または1年次の2月末日までに行い、申請により長期履修制度の利用許可を受けた学生は、修業年数を3年とすることができる。

(2) 履修指導および研究指導の方法

学生の就業状況や長期履修の希望等を考慮し、学生と研究指導教員とで履修計画を検討する。また、研究指導については平日夜間や土曜日等の利用も含め、学位論文完成までの行程を支援する。

(3) 授業の実施方法

保健科学部の授業が1限～7限に設定されていること、また、社会人の学生が想定されることから、以下のとおり授業時間を設定し開講する。

平日 8限 18:00～19:30

9限 19:40～21:10

【資料11】時間割案

(4) 教員の負担の程度

本研究科の専任教員は、保健科学部の授業を担当している。学部の授業は1～7限までであり、17:30には全て終了し、土日祝日には授業を実施していない。教員の研究時間の確保および特定の教員に過剰な負担が生じないように、学部ならびに大学院における担当時間数の状況を把握し調整を行う。

(5) 学生の厚生に対する配慮等

福島駅前キャンパス図書室は、平日は22時まで利用を可能としている。

また、本研究科の学生専用の施設として、7階に自習室（控室）を1室（約72㎡）設置し、研究科学生の収容定員（32名分）の個人ロッカーおよび自習用の机を用意する。

その他、福島駅前キャンパスの全てのフロアにおいてWi-Fiの利用が可能のほか、ICT室については7:00～22:00まで利用を可能としている。

(6) 入学者選抜の概要

一般選抜と社会人選抜で選抜区分を分けて選考を行う。詳細は「8 入学者選抜の概要」参照。

8 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー

本大学院保健科学研究科保健科学専攻では、高い倫理観と豊かな人間性を備え、専門性の高い知識と技術の修得を志向し、熱意を持って主体的に学んでいこうとする以下のような人物を求める。

- I. 保健科学領域における自身の役割を自覚し、多職種で協働し福島県内において質の高い医療を提供する意欲のある人
- II. 専門領域における高度な知識と技術を修得し、研究・教育・臨床での活動を通じ、リーダーや教育・研究者として社会に貢献しようとする人
- III. 自己研鑽に努め、主体的に学びを深め研究を遂行する意欲と、そのために必要な知識や思考力を持つ人

(2) 選抜区分

一般選抜と社会人選抜を行う。

出願できるのはいずれか一方であり、出願後に選抜区分を変更することはできない。

(3) 出願資格

ア 一般選抜

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 大学を卒業した者及び3月卒業見込みの者
- 2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び3月までに授与見込みの者
- 3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び3月までに修了見込みの者
- 4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び3月までに修了見込みの者
- 5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号に規定する文部科学大臣の指定した者
- 6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者
- 7) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、3月31日までに22歳に達する者

イ 社会人選抜

保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁又は企業等において専門的な実務経験を有し、かつ一般選抜試験の出願資格1)～7)のいずれかに該当する者とする。

(4) 選抜の方針・選抜方法

本研究科の入学者選抜方針については、「12 管理・運営」のとおり「保健科学研究科委員会」で策定する。

入学者選抜に当たっては、入学試験問題の作成から入学試験の実施・合格者の選考までを本委員会が行い、合格者は本委員会の議を経て学長が決定する。

選抜試験は毎年2回（夏季、冬季）実施する。受験希望者には、出願前に研究指導教員を訪問してもらい、研究内容や研究課題、出願資格等について確認および相談ができる機会を設ける。

本研究科の養成する人材像およびアドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜するため、出願書類、試験科目、評価基準について以下の通り定める。

ア 一般選抜

出願書類及び筆記試験、口述試験、面接の結果を総合して合格者を決定する。

- 出願書類
入学願書、志望理由書
- 試験科目
筆記試験（英語）、口述試験、面接
- 評価基準
筆記試験では、各専門領域に関する英文を出題し読解させることにより、主にAPIIIで求める研究領域に対する知識や研究・探究に必要な知識・思考力について評価を行う。
口述試験では、大学等における卒業研究に関する発表及び質疑応答を行い、主にAPIIIで求める研究領域に対する知識や研究・探究に必要な知識・思考力について評価を行う。
面接では、志望動機や修了後の展望等についての質疑を通じて、主にAPIで求める自身の役割を自覚し他者と協働する姿勢や、APIIで求める社会貢献の意識、APIIIで求める主体的に研究を進めていく意欲等を評価する。

イ 社会人選抜

出願書類及び筆記試験、面接の結果を総合して合格者を決定する。

なお、社会人については実務経験に基づく知見や考え・信念等を重視することから、出願書類に「実務活動経歴書」を追加することとし、口述試験は実施しない。

- 出願書類
入学願書、志望理由書、実務活動経歴書
- 試験科目
筆記試験（英語）、面接
- 評価基準
筆記試験では、各専門領域に関する英文を出題し読解させることにより、主にAPIIIで求める研究領域に対する知識や研究・探究に必要な知識・思考力につい

て評価を行う。

面接では、志望動機や修了後の展望等についての質疑を通じて、主に AP I で求める自身の役割を自覚し他者と協働する姿勢や、AP II で求める社会貢献の意識、AP III で求める主体的に研究を進めていく意欲等を評価する。また、実務活動経歴書の内容や、実務経験を通じて得た知見や考え・信念等を確認し、AP で求める人間性や知識についての評価を多角的な視点で行う。

9 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員配置の考え方

本研究科の教員は、基礎となる学部である保健科学部の教員により構成する。教員の配置については、学校教育法第 65 条および大学院設置基準第 9 条等を踏まえ、大学院教育に求められる能力・資質や担当授業科目との適合性を勘案し、学位のほか、各領域における十分な教育・研究実績、臨床等の実務経験等を有する者を専任教員として配置する。

修士課程の専任教員は、教授 17 名、准教授 11 名で、全員が博士の学位を有する。

内訳として、「理学療法学領域」は教授 3 名・准教授 3 名の合計 6 名であり、うち 1 名が医師（整形外科）、5 名が理学療法士の資格および実務経験を有している。

「作業療法学領域」は教授 4 名・准教授 2 名の合計 6 名であり、うち 1 名が医師（心身医療科）、5 名が作業療法士の資格および実務経験を有している。

「診療放射線科学領域」は教授 5 名・准教授 3 名の合計 8 名であり、うち 1 名が医師（放射線治療科）、6 名が診療放射線技師の資格および実務経験を有している。また、1 名は博士（理学）の学位および歯科医師の資格を有し、放射線基礎科学、核医学薬剤学等の講義等を担当している。

「臨床検査学領域」は教授 5 名、准教授 3 名の合計 8 名であり、うち 3 名が医師（血液内科、病理診断、循環器内科）、4 名が臨床検査技師の資格および実務経験を有している。

また、1 名は博士（理学）の学位を有し、生化学等の講義や実習を担当している。

以上、人数・職位ともに全ての領域に偏りなく研究指導を行えるよう教員を配置した。

(2) 教員の年齢構成

年齢構成は、完成年度の 2027 年 3 月 31 日時点において、40 歳代 7 名、50 歳代 14 名、60～65 歳 7 名である。平均年齢は 54.6 歳で、特定の年齢層に偏ることのないよう教員を配置した。定年に関する学内規程としては「公立大学法人福島県立医科大学職員の定年に関する規程」【資料 12】があり、定年を満 65 歳と定める。完成年度以降に定年を迎える教員の後任人事は、教育研究の継続性を担保するため、早期から退職教員の担当科目を担える実績のある教員の獲得に努める。

年度	職位	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60～65 歳	66 歳以上
開設年度 (R7 年)	教授	-	3	10	4	-
	准教授	1	4	6	-	-
完成年度 (R8 年)	教授	-	2	8	7	-
	准教授	-	5	6	-	-

1 0 研究の実施についての考え方、体制、取組

研究の実施体制について、本学では医療研究推進戦略本部を設置し、研究に関する各種計画等の推進・調整を行っている。医療研究推進戦略本部は、本部長、副本部長、本部員（理事、学部長、医療研究推進センター長・各部門長等）で構成され、計画の策定および進行管理、研究活動の分析・評価、医療研究推進センターの運営に関する業務を行っている。

また、本研究科の研究費用の配分については、保健科学部予算委員会において職位及び教員数を基礎として学科と領域を一体的な組織として配分を決定するほか、研究指導を行う学生数に応じた配分を行う予定であり、学科または領域の裁量により執行ができる。

その他、附属の研究関連施設として、福島県立医科大学医学部附属生体情報伝達研究所・放射性同位元素研究施設・実験動物研究施設等を有する。

1 1 施設・設備等の整備計画

(1) 研究室・自習室

保健科学研究科修士課程保健科学専攻は、入学定員を 16 名、収容定員 32 名の規模で開設する。基礎となる保健科学部は福島駅前キャンパスにあり、本研究科も同様に福島駅前キャンパスに置く。

福島駅前キャンパスでは、全てのフロアにおいて Wi-Fi の利用が可能である。

専任教員の研究室は、7 階・8 階に教員 28 名分の個室（約 20 m²）を設置済みである。

また、本研究科の学生専用の施設として、7 階に自習室（控室）を 1 室（約 72 m²）設置する。室内にはプリンターを 1 台用意するほか、研究科学生の収容定員（32 名分）の個人ロッカーおよび自習用の机を用意する。自習室は現在会議室として利用しているスペースを転用するため、保健科学部の教育や運営へ影響することなく設置が可能である。

(2) 講義室・実習室

本研究科の専用講義室として、7 階に 1 室（約 42 m²）および 8 階に 1 室（約 42 m²）、合計 2 室を設置する。専用講義室は現在カンファレンス室として利用しているスペースを転

用するため、保健科学部の教育や運営へ影響することなく設置が可能である。

保健科学部と共用の講義室は、3階に9室、4階に1室、5階に1室が整備されている。保健科学部の授業は7限（～17:30）で終了し、本研究科の授業は8限（18:00～19:30）および9限（19:40～21:10）を予定しているため、専用講義室以外でも重複せずに授業が実施可能である。

福島駅前キャンパスは学生や教員の研究で使用する共同実験室のほか、フロアごとに各学科の実習室・設備等が設置されており、実験・演習等に必要な設備についても、保健科学部と共用する。各領域における実習室・設備等については資料のとおり。

その他、学生は2階のICT室2室（各54名、7:00～22:00）も利用可能である。

【資料13】大学院生自習室・専用講義室設置予定図

【資料14-1】理学療法学領域 機械・器具等一覧

【資料14-2】作業療法学領域 機械・器具等一覧

【資料14-3】診療放射線科学領域 機械・器具等一覧

【資料14-4】臨床検査学領域 機械・器具等一覧

(3) 図書室

本学は光が丘キャンパスに附属学術情報センター図書館を有するほか、本研究科を設置する福島駅前キャンパスにも図書室を有しており、学生は申請のうえ、どちらの施設も利用が可能である。

- 附属学術情報センター図書館

通常開館 (平日)9:00～19:00

(春季・夏季・冬季休業期間中)9:00～17:00

時間外利用 (平日)6:00～9:00、19:00～23:00

(春季・夏季・冬季休業期間中) 6:00～9:00、17:00～23:00

(土曜日・日曜日・祝日)：9:00～19:00

- 福島駅前キャンパス図書室

通常開室 (平日)9:00～19:00

(春季・夏季・冬季休業期間中)9:00～17:00

時間外利用 (平日)19:00～22:00

福島駅前キャンパス図書室の設備については、閲覧席を86席、視聴覚機器を備えたグループ学習室2室（各6名利用）、ラーニングコモンズ12席を設置している。また、検索PC(OPAC)を設置するとともに、室内に無線LAN環境を整備することで個人のノートパソコンでの文献検索も可能とするほか、PCコーナーを7席設けている。

福島駅前キャンパスの蔵書については、2021年度保健科学部設置時の計画どおり、理学

療法学、作業療法学、診療放射線科学、臨床検査学および総合教育科目に関する一般図書を約1万冊整備した。現在も引き続き、教育・研究活動に必要な図書・雑誌の整備および収集を進めている。

また、大学全体として、図書は冊子約244,000冊および電子図書約9,500冊タイトル、学術雑誌については冊子約18,000種および電子ジャーナル約10,200冊タイトルを有している。電子ジャーナルについては、本学図書館ホームページにリストを掲載しており、データベースの検索結果から論文の閲覧も可能である。

(4) 学生個人の研究・実験等の実施場所について

学生個人の研究・実験の実施場所について、机上調査等は主に大学院生自習室のほか、研究指導教員の研究室や福島駅前キャンパス図書室、ICT室等において実施する。

実験について、理学療法学領域においては、理学療法評価室、運動療法室、運動学実習室、物理療法室、水治療実習室にて実験を行う。

作業療法学領域においては、日常生活活動実習室、作業療法実習室、基礎作業実習室、義肢装具実習室、多目的実習室にて実験を行う。

診療放射線科学領域においては、放射線管理計測実験室、画像生成化学実験室、放射線治療計画実習室、画像解析室にて実験を行う。

臨床検査学領域においては、共同実験室、分子生物学実習室、細胞培養実験室にて実験を行う。

1 2 管理運営

(1) 保健科学研究科委員会

本研究科修士課程の運営管理については、「福島県立医科大学大学院保健科学研究科委員会規程（案）」【資料15】に基づき、新たに「保健科学研究科委員会」（以下「委員会」という。）を組織して行う。委員会は保健科学研究科の研究指導科目を担当する主指導教員で構成され、保健科学研究科長が委員長を務める。委員会では、研究科に係る規程等の制定改廃に関すること、学生の教育、厚生補導及びその身分に関すること、学位の授与に関すること、入学試験に関すること、その他研究科の運営に関して委員長が必要と認めた事項について審議する。

(2) 教育研究審議会

本学の教育研究に関する重要事項は、「公立大学法人福島県立医科大学定款」、「公立大学法人福島県立医科大学教育研究審議会規程」【資料16】に基づき、教育研究審議会（以下「審議会」という。）において審議される。審議会は、学長、学部・研究科その他の教育研究上の重要な組織の長、学長が指名する副理事長および理事、法人の役員または職員以

外の大学の教育研究に関する有識者等 18 名以内で構成され、原則年 4 回開催される。主な審議事項は、中期目標、中期計画および学則に関する事項のうち、教育研究に関するもの、その他の教育研究に係る重要規程の制定または改廃に関する事項、教員の人事および評価の方針または基準に関する事項、教育課程の編成に関する方針に係る事項などであり、教育研究に関する重要事項は全てこの機関で審議する。

1 3 自己点検・評価

本学では、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検および評価を行うため、法人の内部組織として「評価室」を設置している（「公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程」第 2 条及び第 24 条）。なお、評価室の組織および業務については、「公立大学法人福島県立医科大学評価室要綱」（以下、「評価室要綱」という。）に定められており、主な業務は以下のとおりである。

1. 公立大学法人福島県立医科大学の中期目標・中期計画及び年度計画に基づく業務実績の評価に関すること
2. 大学の自己点検・自己評価に関すること
3. 大学の認証評価に関すること
4. 教員の自己点検・自己評価及び業績評価に関すること
5. 前各号の規定による点検・評価の結果を業務及び各種活動の改善に結びつけるためのシステム開発に関すること
6. 点検・評価結果の公表に関すること

このうち、「1. 公立大学法人福島県立医科大学の中期目標・中期計画及び年度計画に基づく業務実績の評価に関すること」および「3. 大学の認証評価に関すること」については外部組織からの評価を受けており、「2. 大学の自己点検・自己評価に関すること」および「4. 教員の自己点検・自己評価及び業績評価に関すること」が自己点検・評価に該当する。

(1) 大学の自己点検・自己評価に関すること

本学では、毎年度策定している年度計画の達成状況についての自己点検・評価を行っている。具体的には、学内の各部局が以下の 3 つの評価項目に基づき年度計画の達成状況について自己点検・評価を行い、評価室が内容を検証のうえ、法人の自己評価結果である「業務実績報告書」として取りまとめている。

- 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置（教育、研究、地域貢献、国際交流、大学附属病院）
- 東日本大震災等の復興支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 管理運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

業務実績報告書は、本学のホームページで広く公表している。また、法人の業務運営の改善と大学の質の向上を図るため、年度計画の達成状況を自己点検・評価する過程で評価室から出された意見については、担当部局にフィードバックし、次年度の計画策定に反映させるなどの対応を行うことで、教育研究水準の向上に努めている。

なお、年度計画については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第五十八号 令和5年6月16日施行）により「地方独立行政法人法」の一部改正が行われ、令和6年度より年度計画の作成が廃止されたことから、次期となる福島県立医科大学第4期中期計画（素案：2023年2月時点）では、「大学の活動全般について自己点検・評価を定期的実施」「中期目標及び中期計画における成果指標の実績を毎年度県へ報告」とした。中期計画が確定次第、評価室要綱も併せて改正される予定である。

(2) 教員の自己点検・自己評価及び業績評価に関すること（教員評価）

本学では、教員の質の向上と教育研究等諸活動の活性化を図ることを目的として、教員（教授、准教授、講師、助教および助手）個人の活動状況を点検・評価する福島県立医科大学教員評価を実施することとしている。

組織ごとに評価責任者を置き、評価責任者が当該組織に所属する教員について、「教育」「研究」「診療・看護」「社会貢献」「管理・運営」の5領域で評価を行う。実施手順・評価基準等については「福島県立医科大学教員評価に関する実施要領」に定めている。また、教員評価に係る評価組織として、各学部には教員評価委員会を設置している。具体的な実施手順として、「教員評価データベースシステム」に毎年度、各教員が設定した目標の達成状況を自ら評価する「自己評価」を実施するとともに、次に定める評価期間ごとに、評価責任者が教員の自己評価判定の妥当性について検証し、「業績評価」を実施する。評価責任者は、各教員の業績評価結果について評価室長を経由して理事長へ報告するとともに、教員本人に通知する。結果の通知後は各教員が自己の活動改善に取り組むとともに、評価責任者は、総合評価により「水準をやや下回り改善の余地がある」「水準を下回り改善を要する」と評価された教員に対し、活動の改善について適切な指導および助言を行う。また、大学の教育、研究、診療・看護、社会貢献、管理・運営等各項目の改善に評価結果を活用し、組織の活性化を図る。

なお、教員評価の結果については、個人情報として取扱い、原則公表は行っていない。

1 4 認証評価

大学の評価として、2017 年度に「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」による「大学機関別認証評価」を受審し、大学設置基準をはじめ関係法令に適合しており、同機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。

(詳細は、<https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/pdf/hyoka/ninsyohyoka.pdf> に掲示)

1 5 情報の公表

本学では、学校教育法第 113 条の趣旨に則り、福島県立医科大学ホームページ (<https://fmu.ac.jp>)、広報誌の発行を通じて広く社会に情報を発信している。大学ホームページには、大学と各学部・大学院の紹介のほか、各種センターや附属病院の情報も掲載している。

また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げる以下の教育活動等の状況についてもホームページで公開している。

その他、保健科学部に関する情報は保健科学部ホームページ (<https://fmu-hs.jp/>) で公開している。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

(1) 大学の理念

<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/rinen.html>

トップ>大学紹介>福島県立医科大学の理念

(2) 3 つの方針

https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/index.html

トップ>大学紹介>福島県立医科大学の 3 つの方針 (ポリシー)

イ 教育研究上の基本組織に関すること

(1) 教育研究組織概要図

<https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/info.html>

トップ>法人情報

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

(1) 研究者データベース、学術成果リポジトリ及び業績集

<https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html>

トップ>教育情報

エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

(1) 教育理念・教育目標・アドミッション・ポリシー

<https://fmu-hs.jp/guide.html>

トップ>保健科学部>学部案内

(2) 学生数

<https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html>

トップ>教育情報

(3) 合格状況・卒業後の進路等

<https://www.fmu.ac.jp/univ/nyugaku/nyugaku.html>

トップ>入学希望のみなさまへ>大学情報(学費・国家試験合格率・サークル情報)

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(1) カリキュラム・ポリシー

<https://fmu-hs.jp/guide.html>

トップ>保健科学部>学部案内

(2) キャンパスカレンダー及びシラバス

<https://www.fmu.ac.jp/univ/gakunai/calender.html>

トップ>学生・教職員(卒業生)の方へ>キャンパスカレンダー

カ 学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定にあたっての基準に関すること

(1) デイプロマ・ポリシー

<https://fmu-hs.jp/guide.html>

トップ>保健科学部>学部案内

(2) 福島県立医科大学保健科学部履修規程

<https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html>

トップ>教育情報

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

(1) 所在地・交通アクセス

<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/access.html>

トップ>大学紹介>所在地・交通アクセス

(2) 施設の概要

光が丘キャンパス

<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/gaiyo.html>

トップ>大学紹介>施設の概要

福島駅前キャンパス

<https://fmu-hs.jp/facility.html>

トップ>保健科学部>施設紹介

(3) 学内マップ

<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/campusmap.html>

トップ>大学紹介>学内マップ

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

(1) 入学料・授業料等

<https://www.fmu.ac.jp/univ/nyugaku/nyugaku.html>

トップ>入学希望のみなさまへ>大学情報(学費・国家試験合格率・サークル情報)

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(1) 大学健康管理センター

https://www.fmu.ac.jp/cms/kenkou/index_html

トップ>各種センター・施設>大学健康管理センター

(2) ハラスメント対策

<https://www.fmu.ac.jp/univ/gakunai/harassment/index.html>

トップ>学生・教職員(卒業生)の方へ>ハラスメント対策

コ 学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報

(1) 学位論文評価基準

医学研究科 <https://www.fmu.ac.jp/univ/daigakuin/igaku/ronbun.html>

トップ>大学院>医学研究科>学位授与申請

サ その他

(1) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

カリキュラムの特徴等

理学療法学科 <https://fmu-hs.jp/physical.html>

トップ>保健科学部>学科紹介>理学療法学科

作業療法学科 <https://fmu-hs.jp/occupational.html>

トップ>保健科学部>学科紹介>作業療法学科

診療放射線科学科 <https://fmu-hs.jp/radiological.html>

トップ>保健科学部>学科紹介>診療放射線科学科

臨床検査学科 <https://fmu-hs.jp/clinical.html>

トップ>保健科学部>学科紹介>臨床検査学科

(2) 学則等各種規程

<https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/kitei.html>

トップ>法人規程

1 6 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 教員評価

教員の活動評価については、「1 3 自己点検・評価」のとおり、福島県立医科大学教員評価に関する実施要領により、「教育」「研究」「診療・看護」「社会貢献」「管理・運営」の5領域の活動に対する業績評価を実施している。学部長を含む各評価責任者は業績評価の結果、水準を下回ると評価された教員に対して、活動を促し、適切な指導及び助言を行うこととしている。

(2) 教学に関するアンケート

医学研究科および看護学研究科では、修士課程の教学に関する学生評価を修了時に実施している。主なアンケート内容は、科目内容、学習環境、課題探求および教員の指導、進学目的の到達度等である。これらの結果を各研究科委員会で共有し、次年度以降の教育指導体制や学習環境など検討・改善を行っている。

保健科学研究科においても、同様のアンケートを実施する予定である。

(3) ファカルティ・ディベロップメント (FD)

本学では、理念・目的・役割を実現するための教職員の資質向上を目的に、教員対象としては教育に関する取り組み、教職員対象としては研究・社会的サービス・管理運営に関する全学FDと、学部別FDを実施している。保健科学部FDは、FD委員会を設置し年2回のFD研修会を開催している。

【資料 17】保健科学部FD研修会

(4) スタッフ・ディベロップメント (SD)

本学では、教職員の知識・技能の修得、資質の向上を目的にSDを実施している。

事務職員の資質向上の強化・充実を図るため、新任職員研修、新規採用法人職員研修、新任事務職員研修、一般職員研修などを目的に応じて計画的に開催しているほか、県が実施する自治体職員向けの研修を受講できる体制を整えている。また、教職員を対象として、意識改革研修（自覚・行動力向上研修、顧客満足度向上研修）を毎年開催している。